解散公告

当社は、平成二十一年八月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月二十四日

大阪市北区梅田二丁目二番二号

株式会社アイレックスジャパン

代表清算人　和田　一昭

解散公告

当社は、平成二十一年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月二十四日

神戸市東灘区西岡本一丁目四番三六―二〇一

Beans Corporation 株式会社

代表清算人　井本　修市

解散公告

当社は、平成二十一年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月二十四日

奈良県大和高田市昭和町一番三―六〇九

有限会社アイハブ

代表清算人　住野　雅幸

解散公告

当社は、平成二十一年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月二十四日

高知市はりまや町二丁目三番一号ダイヤモンドヘッドビル二F

有限会社タウンキャッシング

清算人　池田　光秀

解散公告

当社は、平成二十一年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月二十四日

福岡県朝倉市小田一〇八〇番地一

バイテク産業有限会社

清算人　矢野　浩

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年七月二十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月二十四日

札幌市白石区南郷通二十丁目北三番二八号

札幌南郷ビル四階

特定非営利活動法人環を考え実践する倶楽部

清算人　黒川　聖一

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十一年三月二十三日茨城県知事の認可により解散したので、当組合に対し債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。土地区画整理法第五十一条において準用する民法第七十九条第一項の規定により公告します。

平成二十一年八月二十四日

茨城県日立市助川町一丁目一番一号日立市役所内　日立市折笠土地区画整理組合

清算人代表　國井　誠

解散公告（第一回）

当社は、平成十六年八月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月二十四日

栃木県栃木市平柳町一丁目一八番一八号

株式会社昭和住宅ローンサービス

代表清算人　荒川　正二

解散公告（第一回）

矢板内川沿岸土地改良区は、平成二十一年七月二十七日に解散し、左記住所において清算事務を行っているから、矢板内川沿岸土地改良区に対して債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出られたく、土地改良法第七十六条の規定により公告します。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月二十四日

栃木県矢板市沢三八一番地

清算法人矢板内川沿岸土地改良区

清算人代表　印南　隆三

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年四月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月二十四日

静岡県周智郡森町飯田二九四番地

社団法人下天方報徳社

清算人　鈴木　守

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十一年八月二十日岡崎市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月二十四日

愛知県岡崎市井田南町九番地一五

岡崎竜城土地区画整理組合

代表清算人　浅井　訓民

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十年七月十三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月二十四日

高知市瀬戸東町二丁目三二五番地

特定非営利活動法人高知手だすけセンター

清算人　仲井　聰子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年七月十三日開催の社員総会の決議により平成二十一年七月十三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月二十四日

北九州市小倉北区吉野町一三番一―一〇七号

特定非営利活動法人九州住情報センター

清算人　中島伸一郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年六月五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月二十四日

東京都渋谷区代々木一丁目四三番七号

特定非営利活動法人日本カンボジア友好親善協会

清算人　牛嶋　英輔

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年六月二十五日開催の総会決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月二十四日

奈良県吉野郡下北山村浦向六八番地

浦向生産森林組合

代表清算人　奥村　通章

解散公告（第二回）

当法人は、平成九年十二月三十一日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月二十四日

愛媛県大洲市平野町平地乙二三三〇番地二

有限会社平野牧場

清算人　矢野　節子

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十一年四月十二日開催の総会の決議により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月二十四日

石川県羽咋郡志賀町三明ハ七四番地

清算法人三明中畠土地改良区

清算人代表　今本　京次